

障害者虐待の現状と虐待防止対策について

今日の内容

1. 障害者虐待防止法について
2. 障害者虐待の発見と通報
3. 令和4年度虐待対応状況調査結果（全国）
4. 令和4年度虐待対応状況調査結果（県）
5. 事業所における障害者虐待防止対策
6. 障害者虐待に関する各種資料
（手引きやマニュアル）

1. 障害者虐待防止法について

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

区 分	内容と具体例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

区 分	内容と具体例
放棄・放置 (ネグレクト)	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 <p>など</p> <p>② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など <p>④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>

区 分	内容と具体例
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 怒鳴る、罵る。 ・ 「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。 ・ 「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など <p>② 侮辱的な発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・ 日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・ 本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など <p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無視する。 ・ 「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・ 他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・ 話しかけ等を無視する。 ・ 障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・ したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

区 分	内容と具体例
心理的虐待	<p>④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など <p>⑤ 交換条件の提示</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしない」などの交換条件を提示する。 <p>⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など <p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など

区 分	内容と具体例
性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場면을のぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

区 分	内容と具体例
経済的虐待	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・ 年金や賃金を管理して渡さない。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 本人の財産を無断で運用する。 ・ 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

2. 障害者虐待の発見と通報

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

A 施設

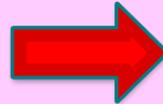
虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



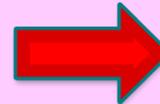
サービス管理
責任者



施設長
管理者



相談



相談

通報義務



通報義務



通報義務



市町村障害者虐待防止センター

通報は、すべての人を救う

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

3. 令和4年度虐待対応状況調査結果 (全国)

法施行後の状況

令和4年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	4,104件 (3,208件)	1,230事業所 (1,230件)
市区町村等によ る虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	956件 (699件)	430件 (392件)
被虐待者数	2,130人 (2,004人)	1,352人 (956人)	656人 (502人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。

カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

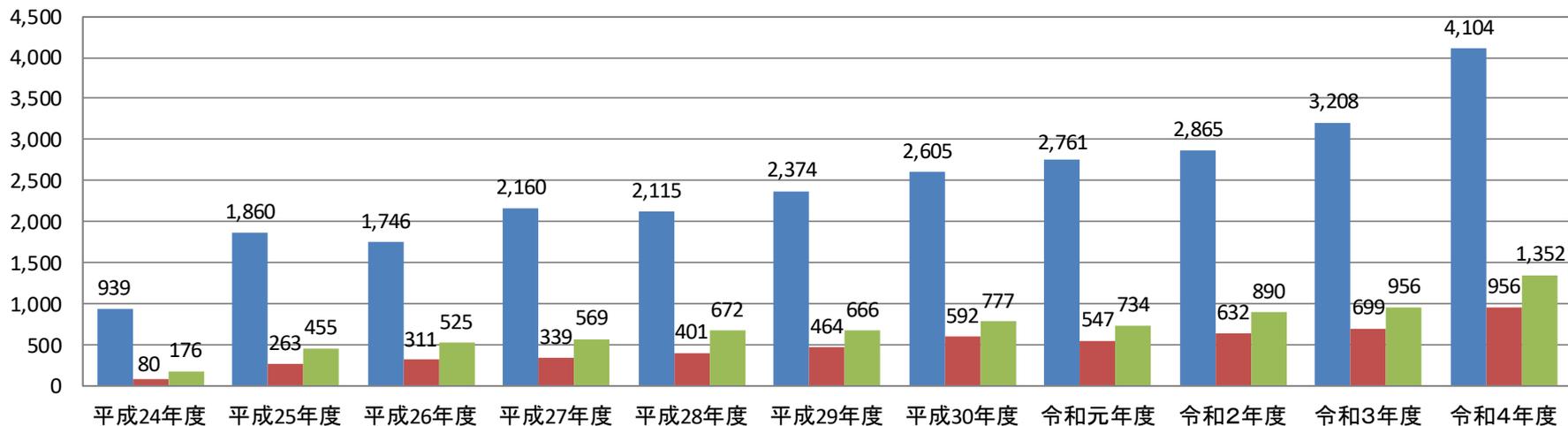
2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



■ 相談・通報件数(件) ■ 虐待判断件数(件) ■ 被虐待者数(人)

* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

相談通報

4,104件

主な通報届出者内訳

- 当該施設・事業所
その他職員 (16.4%)
- 本人による届出 (16.0%)
- 設置者・管理者 (15.4%)
- 家族・親族 (11.3%)
- 相談支援専門員 (8.1%)

3,851件

市区町村

320(市区町村に連絡した件数)

* 令和3年度に通報・届出があった事案175件を含む

事実確認調査の状況 (4,346件)

事実確認調査を行った事例 3,685件

うち、虐待の事実が認められた事例 1,022件

うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例 14件

事実確認調査中の事例 197件

事実確認調査を行っていない事例 464件

- ・うち、明らかに虐待ではなく調査不要 352件
- ・うち、調査を予定、又は検討中 68件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例 7件

253件

都道府県

* 令和3年度に通報・届出があった事案1件

* 監査・実地指導等により判明した事案7件を含む

虐待の事実が認められた事例

956件

被虐待者 1,352人※1

虐待者 1,098人※2

(死亡事例: 2人)

939件※4

事実確認調査を行った事例 (57件)

市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例 2件

都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例 15件

- ・明らかに虐待ではなく調査不要 15件
- ・調査中、調査を予定又は検討中 4件

障害者総合支援法等による権限行使等

市区町村による指導等

- ・施設等に対する指導 649件
- ・改善計画提出依頼 569件
- ・従事者への注意・指導 313件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- ・報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 279件
- ・改善勧告 102件
- ・改善命令 5件
- ・指定の全部・一部停止 6件
- ・指定取消※3 11件
- ・都道府県・政令市・中核市等による指導 357件

虐待者(1,098人) ※2

- 性別
男性(69.9%)、女性(30.1%)
- 年齢
60歳以上(20.5%)、50～59歳(17.9%)、40～49歳(17.8%)
- 職種
生活支援員(44.4%)、世話人(9.9%)、管理者(7.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.5%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

被虐待者(1,352人) ※1

- 性別
男性(63.6%)、女性(36.4%)
- 年齢
40～49歳(18.4%)、30～39歳(17.8%)、20～29歳(17.2%)、50～59歳(17.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

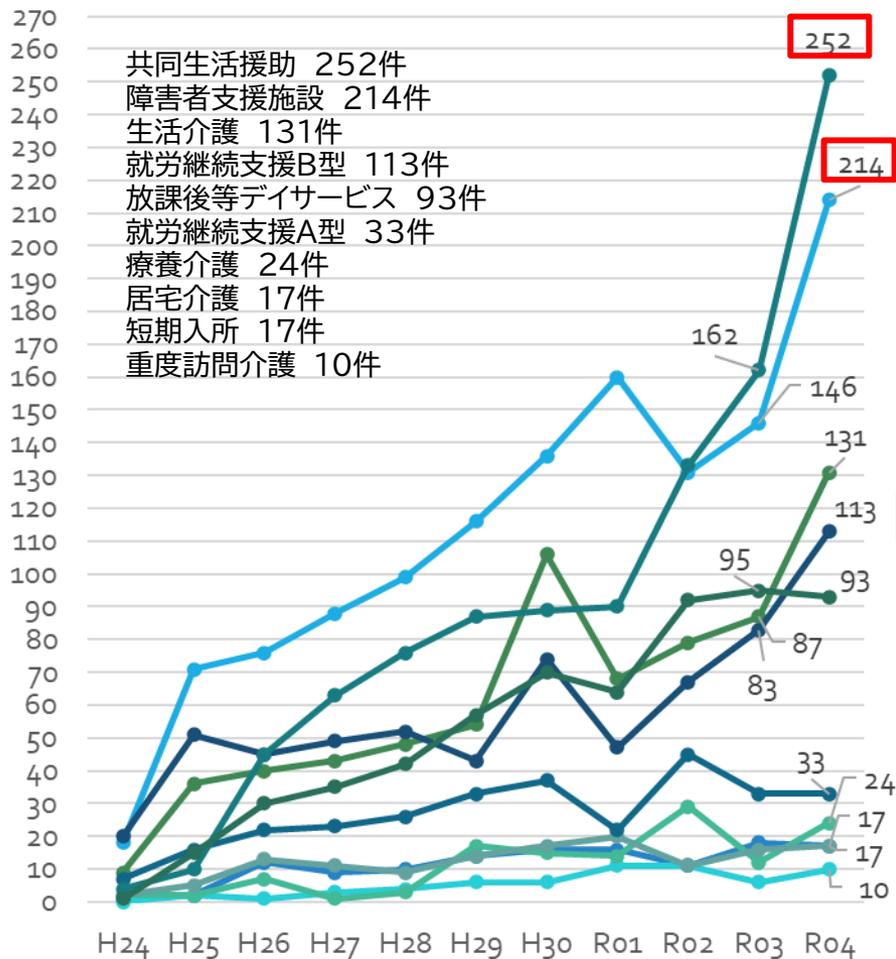
身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

障害者虐待対応状況調査

<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (抜粋)

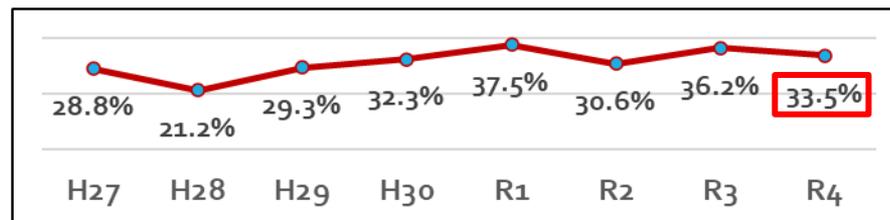


- 障害者支援施設 (「のぞみの園」を含む)
- 生活介護
- 就労継続支援A型
- 共同生活援助
- 居宅介護
- 療養介護
- 短期入所
- 就労継続支援B型
- 放課後等デイサービス
- 重度訪問介護

被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%
R3	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%
R4	20.9%	72.6%	15.8%	3.1%	0.4%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

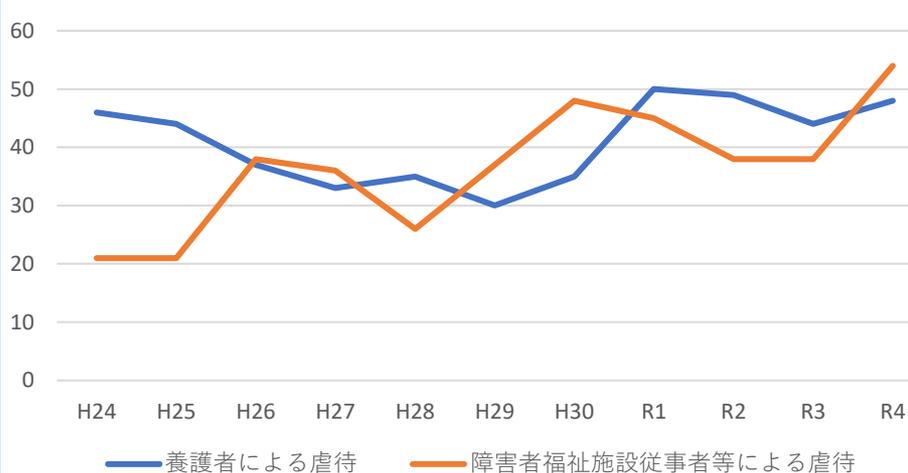
市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H30	R1	R2	R3	R4
教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%	59.8%	71.0%	64.5%	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%	55.3%	56.8%	54.8%	57.2%
倫理観や理念の欠如	52.8%	53.6%	56.1%	50.0%	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%	16.2%	22.6%	22.0%	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%	24.2%	24.2%	24.7%	31.4%

4. 令和4年度虐待対応状況調査結果 (県)

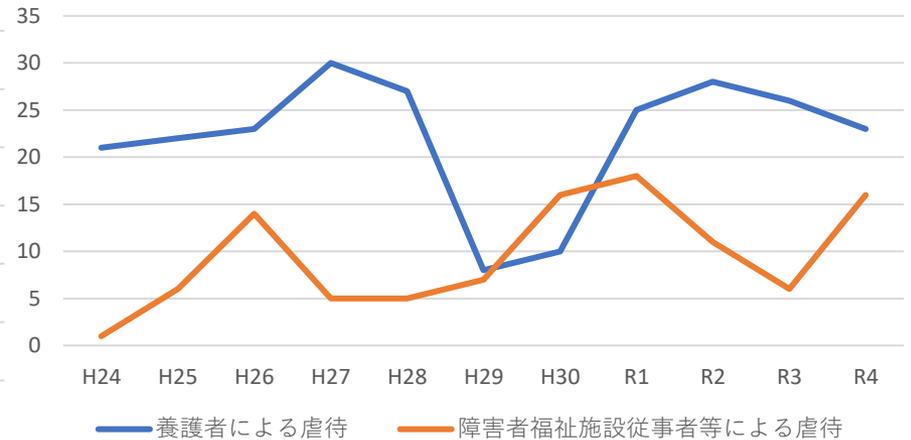
障害者虐待の件数（県及び市町の合計）

		年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
養護者による虐待	通報・相談件数		46	44	37	33	35	30	35	50	49	44	48
	虐待件数		21	22	23	30	27	8	10	25	28	26	23
障害者福祉施設従事者等による虐待	通報・相談件数		21	21	38	36	26	37	48	45	38	38	54
	虐待件数		1	6	14	5	5	7	16	18	11	6	16

通報・相談件数



虐待件数



令和4年度障害者福祉施設従事者等による虐待状況

1. 虐待の種別・類型

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
件数	10	3	3	0	0
構成割合	62.50%	18.75%	18.75%	0%	0%

2. 被虐待者の障害種別 ※「不明」は被害者が不特定のため

種別	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	不明
人数	1	15	0	0	0	2
構成割合	5.56%	83.33%	0%	0%	0%	11.11%

令和4年度障害者福祉施設従事者等による虐待状況

3. 障害者虐待が認められた事業所種別

	施設入所支援	共同生活援助	生活介護	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型
件数	9	1	3	1	2

4. 虐待者の職種

職種	設置者 経営者	生活支援 員	職業指導 員	世話人	看護職員	栄養士	その他 従業員	不明
件数	1	5	4	1	1	1	1	1

令和4年度障害者福祉施設従事者等による虐待状況

5. 障害者総合支援法等の規定による権限の行使

区分	内容	件数
障害者総合支援法又は 児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	3
	改善勧告	2
	改善命令	0
	指定の全部・一部停止	1
	指定取消	0
都道府県・中核市等による指導	一般指導	16

5. 事業所における 障害者虐待防止対策

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ② 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1 「虐待防止のための計画づくり」

- ・虐待防止の研修
- ・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・掲示物等ツールの作成と掲示 等の年間計画、実施計画を作成する

第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3 「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長: 管理者
 委員: 虐待防止責任者
 (サービス管理責任者等)
 看護師・事務長
 利用者や家族の代表者
 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
 サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

虐待防止委員会

委員長: 管理者
 委員: 虐待防止責任者
 (サービス管理責任者等)
 看護師・事務長
 利用者や家族の代表者
 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
 サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

虐待防止委員会

委員長: 管理者
 委員: 虐待防止責任者
 (サービス管理責任者等)
 看護師・事務長
 利用者や家族の代表者
 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
 サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員



障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、**やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

6. 障害者虐待に関する 各種資料（手引き・マニュアル）

障害者虐待防止について

1. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「**障害者虐待防止法**」）が平成25年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。障害者虐待防止法では、障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見その他の国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などが定められています。

◦ [障害者虐待防止法の全文「PDFファイル/414KB」](#)

2. 障害者虐待の通報・届出

障害者虐待防止法では「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、遅やかに、これを市町村(使用者による虐待は県へも可能)へ通報しなければなりません」(第7条、16条、第22条)とされています。又、虐待を受けた障害者の方も、「その旨を市町又は県へ届け出ることができる」とされています。

障害者虐待通報先: [市町虐待防止センター、県虐待相談センター](#) [「PDFファイル/103KB」](#)

◦ ア) 養護者による虐待 → 通報・届出先: 市町

養護者: 障害者を現在養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの

◦ イ) 障害者福祉施設従事者等による虐待 → 通報・届出先: 市町

障害者福祉施設従事者等: 障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所」に係る業務に従事する者

◦ ウ) 使用者による虐待 → 通報・届出先: 市町又は県

使用者: 障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者



3. 虐待防止パンフレット、対応マニュアル等

厚生労働省が障害者虐待の防止と対応の手引などを作成していますので、ご活用ください。

また、長崎県で虐待防止パンフレットや事例集、市町職員向けの対応マニュアルを作成しています。

- [【厚生労働省】市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月）](#)〔PDFファイル/3MB〕
- [【厚生労働省】障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月）](#)〔PDFファイル/2MB〕
- [【厚生労働省】【別冊】職場内虐待防止研修用冊子](#)〔PDFファイル/2MB〕
- [【厚生労働省】使川による障害者虐待の防止についての概要（リーフレット）](#)〔PDFファイル/2MB〕
- [【参考】厚生労働省ホームページ「防止者虐待防止法が施行されました」](#)
- [【厚生労働省】虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例（1）](#)〔PDFファイル/6MB〕
- [【厚生労働省】虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例（2）](#)〔PDFファイル/6MB〕
- [【長崎県作成】障害者虐待防止リーフレット](#)〔PDFファイル/882KB〕
- [【長崎県作成】障害者虐待防止・権利擁護マニュアル（市町向け）](#)〔PDFファイル/7MB〕
- [【長崎県作成】障害者虐待の話を聞いて！](#)（パンフレット）〔PDFファイル/991KB〕
- [【長崎県作成】障害者虐待事例集](#)〔PDFファイル/860KB〕
- [【精神科病院における「虐待通報が義務化」されます（一般向け虐待防止ポスター）](#)〔PDFファイル/153KB〕
- [【患者さんへのあなたの対応は正しいですか？（従事者向け虐待防止ポスター）](#)〔PDFファイル/272KB〕

4. 長崎県内の障害者虐待の状況について

障害者虐待防止法第20条及び同法施行規則第3条の規定に基づき、長崎県内の障害者虐待の状況について公表します。

	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
相談・通報件数	48	54
虐待判断件数	23	16

調査結果の詳細は、下記をご確認ください。

- [【令和4年度長崎県内の障害者虐待の現状について】](#)〔PDFファイル/502KB〕

◀参考▶

- [【参考資料1】障害者虐待防止法の概要](#)〔PDFファイル/115KB〕
- [【参考資料2】障害者虐待対応状況調査 経年グラフ](#)〔PDFファイル/62KB〕
- [【参考資料3】令和4年度 障害者虐待対応状況調査〈養護者による虐待〉](#)〔PDFファイル/364KB〕
- [【参考資料4】令和4年度 障害者虐待対応状況調査〈障害者福祉施設従事者等による虐待〉](#)〔PDFファイル/629KB〕
- [【参考資料5】令和4年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告](#)〔PDFファイル/852KB〕

最新の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」や全国・長崎県内の障害者虐待の現状について掲載しています。

事業所内等での研修等にご活用ください。